

## 新しい人権問題への対応(その十五)



研究センター理事長  
前学校法人同志社総長

### 大谷 實

新しい人権問題として、わが国で最も早く登場したのは、犯罪被害者の人権でありました。ここで犯罪被害者といえますのは、殺人や傷害、強制性交(強姦)といった犯罪で被害を受けた者を指しますが、これ等の被害者は、犯罪によって生命、身体、財産等に直接の被害を受けるばかりでなく、事件に遭ったことよって精神的なショックを受け、心身に不調をきたして、その後の生活に支障が生じたり、多額の医療費の負担や犯罪の後遺症で失職することにより、経済的に困窮に陥る場合が多いのです。

それだけではありません。事件後に、近所の人たちの心ないうわさやマスコミの取材・報道、警察官等の不

当な取り調べへの対応などによって、精神的に傷つけられ、いわゆるPTSD(心的外傷後ストレス障害)に罹り、長く苦しむ例もあります。これらをひっくり返して、第二次被害と呼んでいます。こうした被害による苦しみは、被害者本人ばかりでなく、その遺族または家族にも多かれ少なかれ生じるのでありまして、被害者の人権を考える上では、そうした人のことも考える必要があります。犯罪被害者に関する法律を見ますと、例えば「犯罪被害者等基本法」のように、被害者の家族も含むという意味で、「犯罪被害者等」という用語が使われているのはそのためですが、ここでは「等」を省いて、「犯罪被害者」とすることにします。

犯罪被害者は、犯罪によって生活上大きな打撃を被る訳ですが、その被害を弁償するのは、法律上は当然加害者である犯人ということになります。民法七〇九条は、「故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定めているところです。しかし、殺人などの犯人は、ほとんどが貧しかったり、有罪になって刑務所に入れられたり、事件によっては死刑になるといった具合で、損害賠償を支払う能力はありません。犯罪被害者やその家族は、本来ならば弁償してもらえる法

律上権利があるのに、実際上はその権利は無きに等しいのでありまして、犯罪被害者は経済的に悲惨な生活に追い込まれる場合が多いのです。

殺人や傷害などの人身上の犯罪がすべてそうというわけではありませんが、二〇〇八年六月に発生した秋葉原通り魔事件の一七人の死傷者は、何の落ち度もないのに人生を台無しにされたのであり、近くは京都アニメ放火事件の三五人の被害者は、文字通り「いわれなき犠牲者」なのです。こうした犯罪被害者の方々を、犯人に損害賠償の支払い能力がないからといって、国や社会は放置しておいてよいのでしょうか。

労働災害、交通事故や公害等で死傷した場合には、国は労働者災害補償保険法、自動車損害賠償保障法、公害健康被害補償法といった法律で、被害者を救済する方策を講じているのに、何の落ち度もなく一方的に損害を被った犯罪被害者が「泣き寝入り」しているのを放置しているのは不当ではないか。犯罪被害者を救済するのは国の責務であり、犯罪被害者補償制度を新設すべきではないか。

私は、このような観点から、今から五〇年ほど前、国による犯罪被害者の経済的支援を訴えて、「犯罪被害者補償制度を促進する会」を立ち上げて市民運動を展開し

たのですが、当時の大蔵省は、本来、加害者である犯人が損害賠償をすべきなのに、国が税金で補償するのは理論的に難しいという理由で、容易に認めようとはしませんでした。そこで、理論武装のために研究を重ね、ようやく辿りついた結論は、「殺人や強制性交といった犯罪は、人生を台無しにする重大な人権の侵害であるが、自由社会において犯罪を根絶することは不可能であり、犯罪は何時、誰のところに降りかかるか、予測がつかないところ、その被害をたまたま受けた被害者にすべて負担させるのは正義に反し、法秩序に対する国民の不信感を招く。」というものでした。

犯罪は人権侵害の最たるものですが、犯罪によって被った損害の回復も人権問題として捉えるべきなのです。私の主張がどこまで取り入れられたかは不明ですが、一九七四年八月三〇日に発生した三菱重工ビル爆破事件を直接の契機として、一九八〇年から「犯罪被害者等給付金支給制度」が発足して、殺人等による死亡および傷害による重障害の被害者本人または遺族に対し、国が一定額を支給することになったのです。それ以来、様々な犯罪被害者に対する公的支援が展開されることになりました。次回には現在までに到達した犯罪被害者支援について、かいつまんで検討することにします。